

助成制度で空家の利用を支援します

町内の空家の利活用による移住・定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、空家住宅の取得、改修および家賃に対する助成制度を設けました。

制度によって提出書類等が異なります。必ず事前に税務住民課住民生活グループまでご相談ください。



助成対象となる空家条件

3年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である一戸建て専用住宅かつ、町が運営する移住定住支援サイトに掲載された住宅。

空家住宅購入費助成金

助成対象となる費用	助成率	助成限度額
空家の購入費用 ※空家の購入費に伴う諸経費（手数料、登記費用等）は助成の対象とはなりません。	購入費用の2分の1	100万円

対象 令和3年9月1日以降に空家の売買契約を締結、5年以上定住の意思のある方。

空家賃貸リフォーム助成金

助成対象となる費用	助成率	助成限度額
所有者が賃貸するために空家をリフォーム工事した費用 ・設備（浴室、便所等）の改修 ・バリアフリー改修 ・断熱・省エネ改修工事	10万円以上の改修工事費に対して2分の1	50万円 ※町外の建設業者による工事施工の場合、40万円を限度額とします。

対象 町内に空家を所有する方（町内外問わず）。

空家居住家賃助成金

助成対象となる費用	助成率	助成限度額
空家を借りる家賃 ※家賃とは、住宅の賃貸借住宅に定められた賃借料から管理費、共益費、駐車場使用料等を減じた額を言います。	月額2万円を超える家賃の2分の1	2万円（月額） 最長24月間

対象 空家の借主で18歳未満の子どもが2人以上いる世帯。
令和3年9月1日以降に空家住宅を賃借し、2年を超えて居住予定の方。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940